

新編相模国風土記稿(天保十二年(一八四一年)成立、昌平坂学問所地理局編)
卷之三十七 村里部 足柄下郡卷之十六

◎小竹村 乎駄介牟良 江戸より、行程十八里半^一、中村郷に屬す、家數八十七、東西二十五町^二、南北十八町^三、東、淘綾郡一色・中里・山西三村、南、本郡小船村、北、同郡遠藤・北田二村、古へ當村の地上町村と混亂せしにより。天文十九年^四北條氏^五檢地して、其境界を正くす、本光寺文書曰、下中村上町分之内、四貫二百七十八文、小竹へ就令混亂、改而後四貫餘之所寄進申候、然者申西兩年之士貢、自百姓前可被召置者也、仍如件、天文十九庚戌七月十七日^六、本光寺、虎朱印あり、又上町同年の檢地帳の末に、小竹上町問答之地、八段半廿歩、庚戌之歳上町へ被落居候云々、今御料所^七なり、寶曆十三年^八以後御料なり、古領主の遷替、中村原・小船村等と、同じかるべけれど、傳を失ふ、檢地は萬智三年^九改の後、新田は貞享四年^{一〇}、延寶七年^{一一}・元祿四年^{一二}・寶永三年^{一三}、以上三度の新高入七石九斗餘、享保十七年^{一四}、高十九石六升餘、明和六年^{一五}、高一石一斗二升餘、の六度檢地して、高入とす、享保は伊奈藩左衛門^{一六}、明和は江川太郎左衛門^{一七}等檢地す、其餘は役人の姓名を失ふ、土人村内を古料新料と別ち唱ふ、尤私の唱なり、按ずるに此唱の起る所許かならず、或は新料の地はもと私領にて、後に御料となりし事などありて、此唱へ始まりしならんといふ、飛地^{一一} 一は一段一畝二十七歩、足柄上郡半分形・久所二村入合の地、字五所宮に在、一は五段八畝十一歩、淘綾郡山西村字道場にあり、往還^一 大山道なり、村の中程に在、幅六尺、

○高札場^一 ○小名 △かさの庭 △打越ノ庭 △馬場庭 △澤尻庭 △別堀庭 △下河原庭 △長作庭

○押切川 村の中程を南流す、幅八間、堤あり、高六尺、官の修理なり、又板橋を架す、長さ七間、

○天王社^{一八} 村持、下同、○秋葉社 ○稻荷社九 ○天神社 小船村能引寺持、○第六天社 萬治二年^{一九}の棟札あり、村民持、下同じ、△末社 稻荷 ○八幡社 當社にも萬治二年の棟札あり、○神明社 ○淺間社 ○石神社 ○春日社 ○山王社 ○十二天社 ○山神社

○東際寺 小竹山と號す、臨濟宗、鎌倉建長寺末、本尊釋迦、傍に地藏を置、子安地藏と號す、

一 約七二・六五km。

二 約二・七三km。

三 約一・九六km。

四 西曆一五五〇年。

五 小田原北条氏のこと。天文一九年当時の当主は三代目の氏康(一五一五・一五七二)。

六 西曆一五五〇年九月八日。

七 御料所Ⅱ天領のこと。続く文章に宝曆一三年(一七六三年)から天領と記されている。

八 西曆一七六三年。

九 正しくは「萬治三年」。一六六〇年。

一〇 西曆一六八七年。

一一 西曆一六七九年。

一二 西曆一六九一年。

一三 西曆一七〇六年。

一四 西曆一七三二年。

一五 西曆一七六九年。

一六 伊奈半左衛門。享保年間は忠達(一六九〇・一七五九)。幕臣。関東郡代。

一七 江川英征(一七三九・一七九一)。幕臣。葦山代官。俳人としても知られる。

一八 『下中座の碑』のある八坂神社のこと。

一九 西曆一六五九年。

長三尺三寸五分、惠心^{二〇}作、開基松岩古公、應永八年七月二十八日^{二二}卒、開山慶堂資善、永享四年正月二十五日^{二三}卒、按ずるに、其實は古公の開山なれど、慶堂の時、法地となりしを以て、開基開山の別あるなるべし、鎌倉管領氏満^{三三}の創建なり、其牌を置、圓覺前住周應曇芳の筆跡なり、面に永安寺殿壁山全公大禪定門と刻し、背に贈二位權大納言源將軍基氏公之嗣子氏滿公の牌、十二歳住山曇芳書之と鐫る、本堂の額は昂氏滿の筆なり、下に縮寫す、裏書あり、曰、永安寺殿氏滿將軍之自筆、經三百餘年後照岩代改、此縁教人由緒知者也、茲寺元祿六癸酉年^{二四}、

○觀音堂 華表聖觀音と號す、長八寸、惠心作、左右に藥師地藏を置 共に長六寸、是も同作なり、縁起を閱するに、正曆四年^{二五}惠心僧都勅を奉じて此の像を彫刻し、千葉下總守に賜ふ、下總守總州香取郡大倉村^{二六}に道場を立て、是を安置せり、遙の星霜を歴て、同郡の行者常心化縁主となりて、此像を東都に勸化し、事成ずして歿せしかば、元祿四年^{二七}九年當村の産僧壽心、其志を繼で、勸化する事七年、遂に小堂を作て、寺内に安置すと云、又三十三觀音模像をも安ず、△稻荷社 ○受教寺 實相山と號す、法華宗、下總國中山法華經寺末、開山日賢文祿元年十二月十四日^{二八}卒、本尊十界勸請の諸佛、及祖師日親作、長一尺三寸、を安ず、△稻荷社 ○久成寺 常英山と號す、同末、開山日要、慶長十三年八月十日^{二九}卒、本尊十界勸請の諸佛を置、△三十番神堂 ○釋迦堂 久成寺持、

○陰陽師二人 若杉伊賀、若杉丈助、江戸下谷吉川主計觸下なり、

○小竹村 乎駄介半良^{三〇}小田原領 江戸より、行程及郷名等、本村に同じ、家數十八、大久保加賀守忠眞^{三〇}が領分なり、古へ御料所、天明三年^{三一}大久保加賀守忠顯^{三二}拜賜す、此地は御料小竹村に狹まり、民家田畑、皆本村に入り、四境町數共に辨じ難し、飛地、淘綾郡山西村にあり、六畝廿五歩、大道、村内を通ず、幅九尺、相傳ふ、當村并御料の沼代村、小笠原氏知行中村原、山村の地、古へ淘綾郡山西村の飛地なり、按ずるに、山西村寛文五年^{三三}の檢地高と今彼村現存の高と比するに七十二石餘を減ず、是昂此三村の高と合せり、元祿度國圖改定ありし時、他郡に跨るを以て、所在の接地小竹・沼代・中村原三村に屬せらるる、按ずるに、山西村の傳には、此頃は平岡三郎右衛門^{三四}代官所にして、彼三村の地下郡に屬せし後は、割付のみを別ち、其地は山西村にて進退すと云、されど、今此三村の村高を三本村高に加ふれば、元祿改の村高に合す、然れば當所の傳得たるに似たり、後又其地を分郷し併て一村となし、小竹・中村原・沼代三ヶ村と名づく、按ずるに、山西村の傳には、延享年中彼村酒井雅樂頭忠知^{三五}領分なりし時、別村となり、この村名を負せしと、此以前は前に注記する如く、山西村にて指揮せしとなり、此頃は一圓御料所なり、然

二〇 惠心僧都源信（九四二・一〇一七）。天台宗山門派の高僧。

二二 西曆一四〇一年九月一五日。

二三 西曆一四三二年三月六日。

二三 足利氏滿（一三五九・一三九八）。第二代鎌倉公方。足利基氏の子。

二四 西曆一六九三年。

二五 西曆九九三年。

二六 現在の香取市大倉。

二七 西曆一六九一年。

二八 西曆一五九三年一月一六日。

二九 西曆一六〇八年九月一八日。

三〇 大久保忠真（一七七八？・一八三七）。小田原大久保氏第七代藩主。幕府老中。二宮尊徳や間宮林蔵らを幕政や藩政に登用した名君として知られる。

三一 西曆一七八三年。

三二 大久保忠顕（一七六〇・一八〇三）。小田原大久保氏第六代藩主。

三三 西曆一六六五年。

三四 平岡尚宣。幕臣。八王子代官。

三五 酒井忠恭（一七一〇・一七七二）。前橋藩、次いで姫路藩主。

るを當村は天明三年^{三六}大久保氏、中村原は文化八年^{三七}小笠原氏に賜ひ、沼代の地のみ舊に依て御料たり、かく給々に分りたるを以、今の如く三村に分ると云、爾來三村共に各本村同名の村名を稱す、されば今姑く各村名の下に小笠原氏知行、御料、小田原領注記を加え、本村に分てり、且當村は四十一石餘の地にて、民家もあれど、其餘の二村は蕞爾たる小村にて、田畑のみなれば、當村の里正兼帶して、諸事を沙汰せり、

○ 小名 △長作 △別堀

○ 押切川 東方に在、幅八間、

○ 若宮社 村民持、下同、△末社 山王 ○稻荷社